

青森県営農大学校規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県営農大学校条例（昭和54年12月青森県条例第36号。以下「条例」という。）第5条第5項（条例第7条第3項において準用する場合を含む。）及び第9条の規定に基づき、授業料等及び寮使用料の納入並びに青森県営農大学校（以下「大学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入校資格)

第2条 条例第3条に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定は、大学校の長（以下「校長」という。）が行うものとする。

(授業科目、単位数及び授業時間数)

第3条 授業科目、単位数及び授業時間数は、知事が定める。

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、交替で実習を行うときその他臨時の必要があると認めたときは休業日にあたる日において授業を行い、又は臨時の必要があると認めたときは授業日にあたる日において授業を行わないことができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 季節休業日

2 前項第三号の季節休業日は、1学年につき8週間の範囲内において、校長が定める。

(入校願書)

第6条 大学校に入校しようとする者は、入校願書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、所定の期日までに校長に提出しなければならない。

一 入校しようとする年度の前々年度に高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び入校しようとする年度の前年度に高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者にあつては、知事が別に定める志願者調査書

二 前号に規定する者以外の者にあつては、次に掲げる書類

イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

ロ 最終出身学校の成績証明書

ハ 健康診断書

(入校試験等)

第7条 条例第4条第2項に規定する試験は、筆記試験及び口述試験とし、校長が実施

するものとする。

- 2 条例第4条第2項ただし書に規定する選考は、校長が推薦書（第2号様式）及び前条に規定する書類の審査並びに作文及び面接の結果を勘案して行うものとする。
- 3 校長は、第1項の試験の実施期日、場所、試験科目その他必要な事項を定め、これを公示する。

（入校許可）

第8条 校長は、前条第1項の試験又は同条第2項の選考に合格した者に対し、入校を許可するものとする。

（誓約書）

- 第9条 入校の許可を受けた者（以下「学生」という。）は、保証人連署の誓約書（第3号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の保証人は、独立の生計を営んでいる者でなければならない。

（入校検定料及び入校料の納入時期等）

- 第10条 入校検定料は、入校願書を提出する際に納入しなければならない。
- 2 入校料は、誓約書を提出する際に納入しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第5条第1項の申請書及び書類を提出している者に係る入校料は、知事が定める日までに納入しなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、入校検定料及び入校料の納入について必要な事項は、知事が定める。

（授業料の納入方法等）

- 第11条 学生は、毎年度、校長がする納入の通知により、学期ごとの授業料として授業料の年額の2分の1に相当する額を、次の各号に掲げる学期の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに納入しなければならない。
- 一 前期 4月30日
 - 二 後期 10月31日
- 2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第11条第1項に規定する減免申請書等を提出している者に係る授業料は、学期ごとの授業料として知事が定める額を知事が定める日までに納入しなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、授業料の納入について必要な事項は、知事が定める。

（入校料又は授業料の免除等）

第12条 校長は、学生が第15条第2項の規定による休校若しくは退校の許可を受けた場合又は経済的理由により授業料を納入することが困難であると認められる場合には、その学生の授業料の全部又は一部を免除することができる。

第13条 大学等における修学の支援に関する法律第3条第1項の規定による確認の求め、第4条第1項の規定による授業料等減免対象者の認定、同項に規定する授業料等減免対象者に対する入校料及び授業料の減免、同法第6条第1項の規定による変更認定、同項の規定による減免並びに同法第10条第1項の規定による授業料等減免対象

者の認定の取消しは、校長が行うものとする。

（入校料及び授業料の還付）

第14条 校長は、学生が前2条の規定により入校料又は授業料を免除された場合において、免除された入校料又は授業料を既に納入しているときは、当該入校料又は授業料に相当する金額を還付するものとする。

（欠席、休校及び退校）

第15条 学生は、欠席しようとするときは、あらかじめ、その理由を記載した書面を校長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由によりあらかじめ提出できないときは、校長に欠席する旨の連絡をするとともに、事後速やかに提出しなければならない。

2 学生は、休校し、又は退校しようとするときは、その理由を記載した書面を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（退校命令）

第16条 条例第6条の規定による退校命令は、校長が行うものとする。

（学期末試験等）

第17条 校長は、学期末又は校長が必要と認める時期に試験を行うものとする。

2 学生は、当該学年において出席すべき日数の3分の1以上欠席したときは、前項の試験を受けることができない。ただし、その欠席日数が校長が別に定める日数を超えない場合であって校長が認める補習を受けたときは、この限りでない。

（単位の認定）

第18条 校長は、前条第1項の試験に合格した科目について単位を認定するものとする。

（進級）

第19条 校長は、所定の単位数を取得した第1学年の学生について、第2学年への進級を認めるものとする。

（卒業証書）

第20条 校長は、所定の単位数を取得した学生に対して卒業証書（第4号様式）を授与するものとする。

2 前項の学生は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日文部省告示第84号）第2条の規定により専門士（農業専門課程）と称することができる。

（表彰）

第21条 校長は、成績優秀、かつ、品行方正で他の模範となる学生を表彰するものとする。

（入寮許可等）

第22条 条例第7条第1項の規定による入寮の許可（以下「入寮の許可」という。）

は、校長が行うものとする。

2 入寮しようとする学生は、入寮許可申請書（第5号様式）を校長に提出しなければならない。

3 第11条（第2項を除く。）、第12条及び第14条の規定は、寮使用料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条		第十二条	第十一条第三項	第十一条第一項
学生が前二条	休校若しくは退校	第十五条第二項	学生	学生
入寮者が第十二条第三項において準用する第十二条	退寮	第二十三条第一項	入寮者	入寮者（第二十二條第四項に規定する入寮者をいう。次条及び第十四条において同じ。）
			前二項	年額の二分の一に相当する
			第二十二條第三項において準用する第一項	月額に六を乗じて得た

【参考】 第22条第3項関係の準用読替後

（寮使用料の納入方法等）

第11条 入寮者（第22条第4項に規定する入寮者をいう。次条及び第14条において同じ。）は、毎年度、校長がする納入の通知により、学期ごとの寮使用料として寮使用料の月額に6を乗じて得た額を、次の各号に掲げる学期の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに納入しなければならない。

- 一 前期 4月30日
- 二 後期 10月31日

2 第22条第3項において準用する前項に定めるもののほか、寮使用料の納入について必要な事項は、知事が定める。

（寮使用料の免除）

第12条 校長は、入寮者が第23条第1項の規定による退寮の許可を受けた場合又は経済的理由により寮使用料を納入することが困難であると認められる場合においては、その入寮者の寮使用料の全部又は一部を免除することができる。

（寮使用料の還付）

第14条 校長は、入寮者が第22条第3項において準用する前条の規定により寮使用料を免除された場合において、免除された寮使用料を既に納入しているときは、当該寮使用料に相当する金額を還付するものとする。

4 入寮の許可を受けた者（以下「入寮者」という。）は、光熱水費として、実費の範囲内で知事が定める額を納入しなければならない。

（退寮）

第23条 入寮者は、卒業以外の理由により退寮しようとするときは、その理由を記載した書面を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 条例第7条第4項の規定による退寮命令は、校長が行うものとする。

（短期研修）

第24条 条例第8条第1項に規定する短期の研修は、校長が行うものとする。

（委任）

第25条 この規則に定めるもののほか、大学校の授業に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て定める。

附則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 青森県農業研修センター規則（昭和47年4月青森県規則第23号）は、廃止する。

附則（平成元年規則第35条）

この規則は、平成元年5月7日から施行する。

附則（平成4年規則第47号）

この規則は、平成4年7月26日から施行する。

附則（平成6年規則第54条）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附則（平成8年規則第108号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成9年規則第50号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則（平成11年規則第25号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成14年規則第41号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する
- 2 改正後の青森県営農大学校規則第12条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に青森県営農大学校に入校した者について適用する。

附則（平成17年規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成18年規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成20年規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成30年規則第11号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年規則第6号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和元年規則第10号）

1 この規則は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝令和2年4月1日）

2 大学等における修学の支援に関する法律附則第2条の規定によりこの規則の施行前において行う同法第7条第1項の規定による確認の求めは、校長が行うものとする。

附則（令和3年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和8年規則第20号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。